

確定申告が始まります！

確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、申告する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合（還付）の2つのケースがあり、事業を経営する人のほかに、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確かめ、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

平成26年分 **確定申告**

申告書の作成は国税庁ホームページがおすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2 ネットを使ってe-Taxへ送信 / 印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税
平成27年 3月16日(月)まで

消費税および地方消費税 (個人事業者)
平成27年 3月31日(火)まで

幸田町役場での申告相談について

【問合せ】 税務課町民税G（内線161・162）

幸田町役場での申告相談について

相談期間	相談会場	相談時間	税目	当日持参するもの
2月16日(月)～3月16日(月) (土・日を除く)	幸田町役場 4階ホール	午前：9時～正午 午後：1時～4時	町県民税 ・ 所得税	・印鑑、収支計算書、源泉徴収票、その他所得が分かるもの、銀行口座のわかるもの ・国民年金、生命保険等の支払い証明書

* 受付用の番号札を午前7時30分から役場正面玄関にて、午前8時30分から午後4時まで相談会場にて配布しています。

岡崎税務署からのお知らせ (4ページまで)

【問合せ】 岡崎税務署 ☎58-6511

* 電話受付を自動音声で案内しています。所得税および復興特別所得税・消費税の確定申告ならびに贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください。

確定申告会場

とき：2月16日(月)～
3月16日(月)

午前9時～午後5時
(土・日曜日を除く)

*ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開設しません。
申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただくようお願いいたします。

ところ：岡崎合同庁舎

5階共用大会議室

岡崎市羽根町字北乾地50番地1

* 申告書の提出のみの人は1階で提出ください。
【内容】 パソコンを利用した確定申告書などの作成。(職員がアドバイスをします。)

所得税・復興特別所得税・消費税および地方消費税の確定申告について

税理士による無料税務相談所

- とき** 2月16日(月)～2月23日(月) 午前9時30分～午後4時 *正午～午後1時は休憩。土・日曜日を除く。
ところ 幸田町商工会
対象 ①前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)300万円以下の人
 ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成24年分)の課税売上高が3,000万円以下、かつ①に該当する人で、簡易なものに限ります。
 *譲渡所得(土地、建物および株式を売られた人)、山林所得、贈与税の申告・相談は税務署にてお願いします。

「平成26年分住宅借入金等特別控除の確定申告説明会」

- とき** 2月3日(火)～2月13日(金) 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
 *申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただくようお願いします。
ところ 岡崎合同庁舎 5階 共用大会議室
対象 給与・年金所得者で、平成26年中に住宅ローンなどを利用して住宅(居住用)を新築・購入または増改築し一定の要件に該当される人。
 *住宅借入金等特別控除および控除を受けるために必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問い合わせください。



確定申告に必要なもの

- ①確定申告書(郵送された人のみ)、税務署からのお知らせはがき(郵送された人のみ)
 *平成26年分の確定申告用紙は、2月上旬までに送付予定
- ②前年の申告書の控・利用者識別番号の分かる書類
- ③源泉徴収票の原本(給与や年金のある場合)
- ④医療費の領収書や生命保険料控除証明書など、各種控除を受けるための書類
- ⑤印鑑
 *上記以外の書類などが必要となる場合があります。詳細は税務署へお尋ねください。



所得税の確定申告が必要な人

- 事業所得・不動産所得がある場合**
 各種所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの所得控除の合計額より多い人
- 給与所得がある人**
- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ②給与を1カ所から受けていて、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
 - ③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人

公的年金などに係る雑所得のみの人
 公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人

- 【注意】次の①および②のいずれにも該当する人は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。
- ①公的年金などの収入金額の合計額が、400万円以下
 - ②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下
- *この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができません。
- *町県民税について各種控除を適用したい人は、所得税の確定申告が不要な人であっても町県民税の申告をする必要があります。

所得税の申告をすれば税金が戻る人

- 確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。
- ①住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入または増改築した人
 - ②医療費の支払いが多額な人
 - ③災害や盗難に遭った人
 - ④年の途中で退職し、再就職していないために年末調整を受けていない人
 - ⑤年末調整で控除の手続きを忘れた人

【確定申告書 A を利用する場合】

税務署長 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0110

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国税 太郎

再差引所得税額 (基準所得税額) (34) 22100

復興特別所得税額 (34 × 2.1%) (35) 464

所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35) (36) 22564

計 復興特別所得税額 (34 × 2.1%) 464
 所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35) 22564

【確定申告書 B を利用する場合】

税務署長 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B FA0120

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国税 太郎

再差引所得税額 (基準所得税額) (40) 22100

復興特別所得税額 (40 × 2.1%) (41) 464

所得税及び復興特別所得税の額 (40 + 41) (42) 22564

計 復興特別所得税額 (40 × 2.1%) 464
 所得税及び復興特別所得税の額 (40 + 41) 22564

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

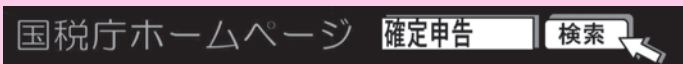
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

*還付申告の人も含め、申告されるすべての人について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。



振替納税ご利用のお願い

所得税および復興特別所得税や消費税および地方消費税（個人事業者）の納税は、便利で安全な口座振替を、ぜひご利用ください。

振替納税を利用されている人は、預貯金口座から自動引き落としされます。

- 所得税および復興特別所得税の振替日 4月20日（月）
- 消費税および地方消費税の振替日 4月23日（木）

消費税および地方消費税の申告書を提出される人へ

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日から8%です。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などにおいて、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

*平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

役場で町県民税の 申告・確定申告を 受け付けます

申告期間

2月16日(月)～

3月16日(月)

午前9時～午後4時
(土・日・祝日を除く)

町県民税の申告

平成27年1月1日現在、幸田町に住民登録のある人で、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告が必要です。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。

①給与所得者で、給与以外にも所得があった人、または2力所以上から給与を受けた人

- ②給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が幸田町に提出されなかった人
- ③昨年中に退職し、再就職していない人
- ④公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受けよとする人
- ⑤医療費控除を受けよとする人
- ⑥土地・建物を売った人で、確定申告の提出義務がない人

*昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人や国民健康保険に加入している人は申告が必要です。

*町県民税申告の必要書類は、所得税の確定申告と同じです。(同ページ3段目「持ち物」参照)

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告用紙を郵送しました。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場にお越しください。

また、申告書は郵送で提出することもできます。申告書の書き方で分からない

点があれば税務課町民税グループへお問い合わせください。
なお、町県民税の申告をしていただかないと、町県民税の課税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などの正確な判定ができませんので、忘れずに申告してください。

町県民税の申告・確定申告の受付

とき 2月16日(月)～3月16日(月)

午前9時～正午、午後1時～4時

ところ 役場4階ホール(確定申告会場)

税目 町県民税および所得税

持ち物 印鑑、収支計算書、源泉徴収票のほか所得がわかるもの、国民年金や生命保険などの支払い証明書

*申告期間中は大変込み合いため、町県民税の申告に限り、2月9日(月)～13日(金)に役場1階税務課6番窓口で受け付けますので、ご利用ください。

確定申告の受付について

申告する所得(収入)が給与所得、公的年金等の雑所得の場合、(確定申告様式A様式の人)は役場申告会場で相談・受付しますが、次の人は役場申告会場では相談できませんので、岡崎税務署で相談してください。

①営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得のある人(確定申告様式B様式の人)

②住宅借入金等特別控除・雑損控除を受ける人

③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人

④平成26年中に贈与を受けた人

⑤外国人で所得税の確定申告をする人

⑥過年度(平成26年分以外の年分)の確定申告をする人

⑦修正申告・更正の請求をする人

*相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告については岡崎税務署へご相談ください。

*確定申告期間中は、確定申告書の提出箱(岡崎税務署付)を1階税務課6番窓口および4階申告会場に設置します。(提出のみで相談や内容の確認はできません。)

公的年金などの収入金額が 400万円以下の人へ

平成26年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円以下の人については、確定申告をする必要はありませんが、適用されていない控除がある人については町県民税の申告が必要となります。

申告がない場合は、町県民税の税額が高くなる可能性がありますので、忘れずに申告してください。

問合せ 税務課町民税G(内線1611162)